

「災害時における車両移動措置に関する協定」

締結会社等の募集に関する応募要領

下記のとおり、協定締結いただける企業等を募集します。

1. 協定締結の目的

本協定は、地震、豪雨、台風及び豪雪等による災害の異常な現象（以下、「災害等」という。）下に、国土交通省中国地方整備局が管理する道路区域内において、災害対策基本法第76条の6（以下、「災対法」という。）の規定に基づく道路区間の指定がなされた場合、又は中国地方整備局が必要と認めた場合に、道路上の残置（放置）車両又は滞留車両の移動措置に関する協力を求め、被害の拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

2. 協定概要

（1）概要

本協定において、協力要請する作業は、災害等が発生した場合において、立ち往生車両や放置車両等の被災車両により、緊急通行車両や応急対策車両等の通行の支障となっている車両の移動措置とする。

（2）協定の期間

①協定締結の日から令和4年3月31日までとします。

②上記①の協定期間が満了する1ヶ月前までに当方または、協定締結者のいずれからも相手方に対し、書面による協定内容変更の協議又は本協定解除の通知が無い場合及び協定書に定める事項への違反が無い場合は、引き続き同一内容にて毎年度継続するものとします。

（3）協定適用の範囲

①別紙一覧表に示す、中国地方整備局が管理する道路区域内で、申請者（申請者が協会等の場合は、申請者の会員等）の本拠点及び支店等の事業所（以下、「出動基地」という）が所在する県内又は、隣接県内における車両の移動措置を原則とする。

注）申請者の出動基地が岡山県内又は鳥取県内に所在する場合、上記①の「県内」には、中国地方整備局が管理する「中国横断自動車道 姫路鳥取線」の兵庫県佐用郡佐用町内を含むものとします。

②但し、災害の被害状況や地方自治体等からの支援要請により、申請者の出動基地が所在する県以外や、中国地方整備局以外の管理者が管轄する道路区域内の車両移動措置を要請する場合があります。

（4）車両移動措置に係る費用

①車両の移動措置に係る費用は、要請者が負担するものとする。

②金額は実施した措置内容により、要請者と協定締結者の協議により決定する。

3. 応募について

次の（１）欠格要件に該当せず、（２）に示す応募要件を全て満たす者が応募可能です。

（１）欠格要件

- ①会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者。
- ②警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

（２）申請要件

《申請者が「単独企業※¹」の場合》

- ① 会社その他の法人格を有する者であること。
- ② 災害時において、休日、夜間を問わず２４時間の連絡体制が確保できること。
- ③ 申請者が、車両の移動措置作業の実施が可能な下記のイ）又はロ）の i）及び ii）に示す車両をそれぞれ１台以上配備していること。ただし、i）と ii）の機能を併せ持つ車両を１台配備している場合には、要件を満たしていることとします。

イ 小型車の移動措置

- i）小型車をけん引又は積載可能な車両
- ii）小型車の引き起こし、吊り上げ等の作業が可能な車両

ロ 大型車の移動措置

- i）大型車をけん引又は積載可能（車両総重量８ｔ程度まで対応可能）な車両
- ii）大型車の引き起こし、吊り上げ等の作業が可能な車両

- ④ 車両の移動措置作業に使用する車両（自社が配備している）の運転・操作に必要な資格（運転免許（大型自動車、大型特殊自動車等）、クレーン運転士免許、玉掛け技能講習修了など）を有したオペレーターが自社に所属又は提携していること。

《申請者が「協会等※¹」の場合》

- ① 会社その他の法人格を有する者であること。
- ② 災害時において、休日、夜間を問わず２４時間の連絡体制が確保できること、また、取り次ぎ先（会員等）のうち、少なくとも１社以上が、中国地方に所在し、かつ、２４時間・３６５日の連絡体制を確保していること。
- ③ 車両の移動措置作業の実施が可能な下記のイ）又はロ）の i）及び ii）に示す車両をそれぞれ１台以上配備している中国地方に所在する会員等が１社以上加盟していること。

イ 小型車の場合

i) 小型車をけん引又は積載可能な車両

ii) 小型車の引き起こし、吊り上げ等の作業が可能な車両

ロ 大型車の場合

i) 大型車をけん引又は積載可能（車両総重量 8 t 程度まで対応可能）な車両

ii) 大型車の引き起こし、吊り上げ等の作業が可能な車両

- ④ 取り次ぎ先（会員等）のうち、少なくとも 1 社以上で、車両の移動措置作業に使用する車両（自社が配備している）の運転・操作に必要な資格（運転免許（大型自動車、大型特殊自動車等）、クレーン運転士免許、玉掛け技能講習修了など）を有したオペレーターが自社に所属又は提携していること。

※ 1 単独企業：申請者自ら車両の移動措置作業を行う法人等

協会等：申請者自らは車両の移動措置作業を実施せず、提携（加盟）する第三者（以下「取り次ぎ先（会員等）」という。）に車両の移動措置作業の実施を取り次ぐ形態をとる法人等

5. 申請者が「協会等」の場合の注意事項

- (1) 協定を締結した場合、車両の移動措置の取り次ぎ先（会員等）への要請等の連絡は、協定締結者（申請者）が行うこととなります。
- (2) 車両移動措置の要請後、車両の移動措置に係る契約は、国土交通省が取り次ぎ先（会員等）と直接交わすことになります。

6. 申請書類

提出を要する申請書類は、以下のとおりです。

- (1) 災害時における車両移動措置に関する協定」参加申請書
- (2) 申請書の別紙－1、別紙－2
- (3) 法人登記簿謄本 又は 登記事項証明書

※ (3) は申請日から遡って 3 か月以内に発行されたもの（写しでも可）

※書類は、全て電子データ（PDF 形式）で作成してください。

7. 提出方法

- (1) 申請書類は、1 式を電子媒体（CD-R）に保存して下記まで郵送又は持参して下さい。
（FAX、電子メール不可）

8 提出部数

- (1) 1 部（CD-R）とします。

9. 申請に関する留意事項

- (1) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担となります。
- (2) 提出された申請書類は、返却いたしません。
- (3) 提出された申請書類は、車両の移動措置に係る協定締結会社決定の目的以外には申請者に無断で使用いたしません。
- (4) 後日、記載内容確認のため、聞き取り調査を行う場合があります。
- (5) 申請書類に虚偽の事項を記載した場合、重要な事項の記載を怠ったことが発覚した場合又は、当方からの確認等に対して虚偽の発言又は報告があった場合には、協定締結をしない場合があります。
- (6) 申請書類の提出後、記載内容に変更があった場合には、速やかに変更事項を文書で届け出てください。(郵送可)

10. 申請書類の送付先

- (1) 期 間 令和3年4月19日(月)から令和3年5月14日(金)まで
 (郵送の場合は、令和3年5月14日の消印有効)
- (2) 場 所 広島市中区上八丁堀6-30
 国土交通省中国地方整備局 道路部 道路管理課
- (3) 時 間 9時15分から18時00分まで(持参の場合)
 注) 申請書類の受付は、郵送又は持参に限ります。(FAX、メールは不可)

11. 協定の締結

提出された申請書類を確認のうえ、全ての申請要件を充足し、適正と判断した場合に申請者と協定を締結することとします。

なお、協定締結の可否については、書面により個別に連絡(メールを含む)します。

※協定締結後、協定先(社名のみ)を公表する場合があります。

12. 申請に関する問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局

道路部 道路管理課 課長補佐 前田

TEL(代表) : 082-221-9231(内線4412)

車両の移動措置業務実施対象区間（別紙一覧表）

協 定 対 象 路 線

路線名	起 終 点		中国地方整備局管内の 主要な経過地 (起終点は含まず)	備考欄
	起点	終点		
国 道 2 号	大阪市 (兵庫県境)	北九州市 (福岡県境)	備前市、岡山市、都窪郡早島町、倉敷市、笠岡市、福山市、尾道市、三原市、竹原市、東広島市、安芸郡海田町、広島市、廿日市市、大竹市、岩国市、周南市、下松市、防府市、山口市、宇部市、山陽小野田市、下関市	玉島笠岡道路、笠岡バイパス、三原バイパス、広島南道路、東広島バイパスを含む
国 道 9 号	京都市 (兵庫県境)	下関市	岩美郡岩美町、鳥取市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、米子市、安来市、松江市、出雲市、大田市、江津市、浜田市、益田市、鹿足郡津和野町、山口市、宇部市、山陽小野田市	鳥取西道路、東伯中山道路、青谷羽合道路、中山・名和道路、名和淀江道路、米子道路、松江道路、多伎・朝山道路、朝山・大田道路、仁摩・温泉津道路、江津道路、浜田道路、浜田・三隅道路、益田道路を含む
国 道 2 9 号	姫路市 (兵庫県境)	鳥取市	八頭郡若桜町、八頭郡八頭町	
国 道 3 0 号	岡山市	高松市 (香川県境)	玉野市	
国 道 3 1 号	安芸郡海田町	呉市	広島市	
国 道 5 3 号	岡山市	鳥取市	津山市、八頭郡智頭町	津山バイパスを含む
国 道 5 4 号	広島市	松江市	三次市、飯石郡飯南町、雲南市	可部バイパスを含む
国 道 180 号	岡山市	松江市 (総社市)	総社市	岡山西バイパス、総社一宮バイパスを含む
国 道 185 号	呉市	三原市	東広島市、竹原市	安芸津バイパスを含む
国 道 188 号	岩国市	下松市	柳井市、光市	岩国南バイパスを含む
国 道 190 号	山口市	山陽小野田市	宇部市	
国 道 191 号	下関市 区間①（下関市） 区間②（長門市）	広島市 ①（下関市） ②（益田市）	長門市、萩市、益田市	萩・三隅道路を含む
国道317号 【西瀬戸自動車道】 (生口島北IC～生口島南IC)	松山市 (生口島北IC)	尾道市 (生口島南IC)		
国道375号 【東広島呉道路】 (阿賀IC～高屋JCT)	呉市	大田市 (東広島市)	東広島市	
中国横断自動車道 姫路鳥取線 (佐用JCT～鳥取IC)	姫路市 (佐用郡佐用町)	鳥取市	兵庫県佐用郡佐用町、美作市、八頭郡智頭町	国道373号志戸坂峠道路区間を含む
中国横断自動車道 尾道松江線 (尾道TB～三刀屋木次IC)	尾道市	松江市 (雲南市三刀屋)	世羅郡世羅町、三次市、庄原市、雲南市	

注) 協定の対象は、原則、中国地方整備局が管理する区間とします。

注) 上表の路線には、バイパス区間や自動車専用道路区間を含みます。

注) 起終点欄の（）内は、起点又は終点が中国地方整備局管理区間以外の場合に中国地方整備局が管理する起点又は終点部を記載しています。